

議案第 6 2 号

飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例について

飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 6 月 1 8 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

組織の再編に係る所掌事務の見直しに伴う改正

飛驒市内部組織設置条例の一部を改正する条例

飛驒市内部組織設置条例（平成16年飛驒市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号に次のように加える。

ケ 儀式、栄典、褒賞及び表彰に関すること。

第2条第2号カを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の飛驒市内部組織設置条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

飛騨市内部組織設置条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略 (分掌事務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略 ア～ク 略</p> <p>—</p> <p>(2) 略 ア～オ 略 <u>カ 儀式、栄典、褒賞及び表彰に関すること。</u></p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条 略 (分掌事務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略 ア～ク 略 <u>ケ 儀式、栄典、褒賞及び表彰に関すること。</u></p> <p>(2) 略 ア～オ 略</p> <p>—</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>以下 略</p>

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	組織の再編に係る所掌事務の見直しに伴う改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>【改正の趣旨及び内容】</p> <p>今般の組織再編の目的は業務を効率化させ、組織の最適化を図ることから、業務量を平準化するため企画部総合政策課の分掌事務の一部（儀式、栄典、褒章及び表彰に関すること）を、総務部人事課へ移管させるもの。</p> <p style="text-align: right;">（第2条関係）</p>
市民への影響等	特になし
施行日	公布の日（適用日：令和6年4月1日）
備考	